

令和元年度 第1回
合志市上下水道事業運営審議会
資 料



(水道事業：群配水池)



(下水道事業：塩浸川浄化センター)

令和元年 8月 2日

合志市 水道局

目次

合志市上下水道事業運営審議会について . . .	2ページ
水道局の概要	3ページ
水道事業の概要	4ページ～
下水道事業の概要	6ページ～
参考資料	8 ページ～

合志市上下水道運営審議会について

1 合志市上下水道事業運営審議会とは

水道局では、上下水道事業の経営のあり方や事業の方向性等を総合的に審議し、料金制度の見直しや長期計画の策定など、利用者に大きな影響を与える施策・計画の策定に関して、利用者のご意見を施策に反映させていくために、「合志市上下水道事業運営審議会」を設置しています。

【審議会設置に関する根拠法令】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項・・・参考資料を参照

○合志市上下水道事業運営審議会条例（平成23年条例第2号）・・・参考資料を参照

2 審議会において取り扱う内容

これまでに取り扱ってきたのは、下水道事業では下水道事業経営戦略（H31末策定）の策定及び下水道使用料の改定（直近はR1.9改定）に伴う答申、水道事業では現行の水道ビジョンVer. 2を策定した際に審議を行い、審議会としての意見を付しています。

本市の水道局（水道課、下水道課）では、この他に工業用水道事業を運営していますが、特別な事情が生じない限り、当審議会の審議対象としないところです。

【条例上の規定】

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 上下水道事業の運営に関すること。
- (2) その他市長が事業運営上必要と認める事項に関すること。

水道局の概要

本市の組織について（地方公営企業）

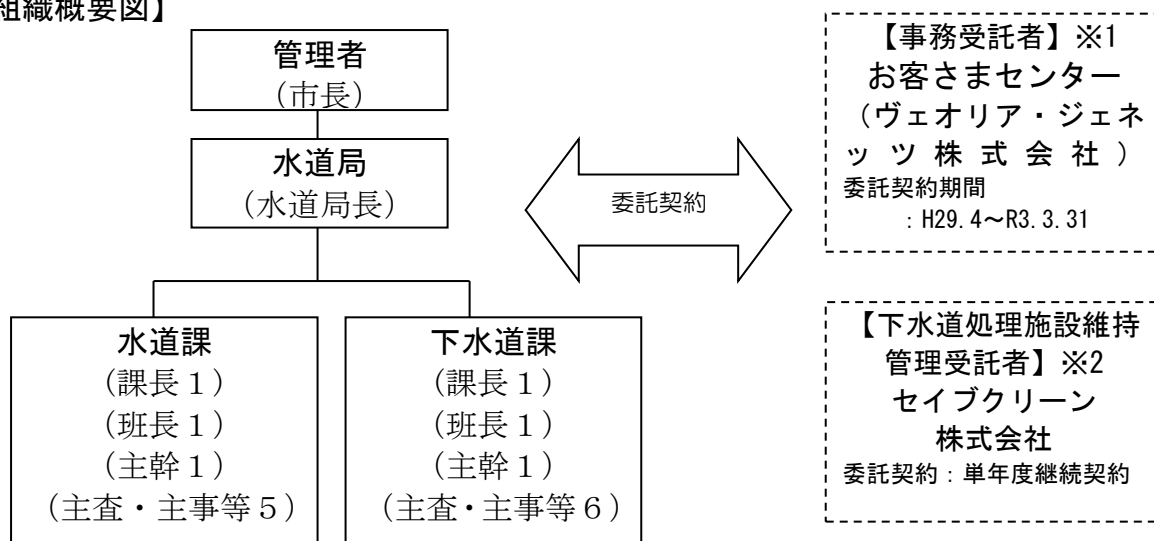
本市の水道事業、工業用水道事業及び下水道事業は、いずれも地方公営企業法という法律の適用を受ける地方公営企業の事業です。地方公営企業には、原則として公営企業の責任者として「管理者」を置くことになっていますが、小規模な公営企業では、これを置かなくても良いことになっており、当市はこの「管理者」を置いていないため、管理者の権限は市長（地方公共団体の長）が行うこととなります。

また、この管理者の事務を行わせるために本市は、水道局を設置しています。

【管理者設置に関する根拠法令】

- 地方公営企業法（昭和27年8月1日号外法律第292号）第7条・・・参考資料を参照
- 合志市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年2月27日条例第156号）第5条・・・参考資料を参照

【組織概要図】



※1 事務受託者の内容・・・水道開始・休止に係る受付業務、料金調定・徴収業務、滞納整理業務及び量水器法定交換業務など。

※2 下水道処理施設維持管理受託者の内容・・・処理場3箇所、中継ポンプ場6箇所、マンホールポンプ所58箇所の維持管理業務など。24時間体制。

【近年2カ年度の収納状況】

年 度	水道料金収納率 (%)			下水道料金収納率 (%)		
	現年度分	過年度分	計	現年度分	過年度分	計
H30.5月末	99.6	92.0	99.0	99.6	92.0	99.0
H31.5月末	99.7	92.8	99.1	99.7	93.3	99.2

水道事業及び工業用水道事業の概要

水道は、『清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与すること』を目的として水道法が昭和 32 年に制定され、安全安心で良質の「水」を間断なく、継続して供給することが求められています。

合志市の水道事業については、これまで、昭和 37 年に竹迫地区簡易水道事業(当時：合志村、旧合志町)の創設認可を受けて以来、昭和 39 年に西合志村広域簡易水道事業(旧西合志町、後に上水道事業)、昭和 42 年に日向地区簡易水道事業(旧合志町)、昭和 43 年に栄地区簡易水道事業(旧合志町)、昭和 47 年に合志町南部地区簡易水道事業(旧合志町、後に南部上水道事業)と、随時拡張を行い、平成 18 年 2 月 27 日の合志市市制施行に伴い、両町の上水道事業を 1 つの事業として創設し、3 つの簡易水道事業はそのまま市に引き継ぐ形で 4 つの事業として整備を進めてきました。さらに、簡易水道事業は、平成 23 年度から竹迫簡易水道事業と日向簡易水道事業を統合しており、平成 28 年度末に県へ『合志市水道事業経営変更』の認可を申請し、平成 29 年度よりすべて上水道事業に統合し整備を行なっていくことになりました。

本市の水道施設は、現在、24 箇所の水源地で取水し 13 箇所の配水池施設から配水を行っています。平成 30 年度の業務実績は、給水人口が前年度比 737 人増の 61,643 人、年間総有収水量は前年度比 10,709 m³増の 5,760,007 m³となっています。経理状況についても、給水人口の増加を背景に、206,604,430 円の純利益が生じており、増収増益となっています。

今後も水道料金収入の増加が見込まれる一方で、施設や管の老朽化が急速に進んでいくことが予想され、更新需要の増大が懸念されます。このような経営環境の変化に適切に対応するため、本年度、中長期的な視野に基づいた経営の基本計画である「合志市水道事業経営戦略」を策定する予定です。

また、熊本県が、平成 8 年度に菊陽町と合志市にまたがる工業団地として整備したセミコンテクノパーク内の事業所に工業用水を供給する合志市工業用水道事業(平成 30 年度末現在、7 社と契約)も行っていきます。

【水道事業の給水・配水状況】(平成 31 年 3 月 31 日現在)

	単位	上水道
計画給水人口	人	68,120
給水区域内人口	人	62,342
現在給水人口	人	61,643
現在給水件数	件	23,596
普及率	%	98.88
1日平均配水量	m ³ /日	18,587
1日最大配水量	m ³ /日	21,237
1日平均有収水量	m ³ /日	15,781
年間配水量	m ³	6,784,113

※普及率は、国立病院・療養所・学校等の専用水道と自家水道の人口を含むと 100%になります。

【水道施設】（平成 31 年 3 月 31 日現在）

	配水施設 (配水池)		取水施設 (水源地)	備 考
		有効容量		
上 水 道	① 群配水池	PC 3,500 m ³	笹原第 1 水源	群配水池より小山配水池へ送水
			笹原第 2 水源	
			下群第 1 水源	
			下群第 2 水源	
	② 小山配水池	RC 187 m ³		
		RC 534 m ³		
	③ 武蔵野台配水池	RC 600 m ³	武蔵野台水源	
	④ 木原野配水池	PC 2,000 m ³ PC 2,000 m ³	木原野第 1 水源	木原野配水池より弁天配水池へ送水
			木原野第 3 水源	
			木原野第 4 水源	
			木原野第 5 水源	
			木原野第 6 水源	
	⑤ 弁天配水池	PC 1,000 m ³		
RC 480 m ³				
⑥ 御代志配水池 ⑦ 御代志第 2 配水池	PC 1,000 m ³	御代志第 1 水源		
	SUS 1,120 m ³	御代志第 2 水源		
		御代志第 3 水源		
⑧ 須屋配水池	PC 1,500 m ³	須屋第 1 水源		
		須屋第 2 水源		
⑨ 新開配水池	RC 1,300 m ³	新開第 1 水源		
		新開第 2 水源		
⑩ 合生配水池	PC 1,000 m ³	合生第 1 水源		
		合生第 2 水源		
⑪ 竹迫配水池	PC 515 m ³	竹迫第 4 水源		
		竹迫第 6 水源		
⑫ 竹迫第 2 配水池	PC 950 m ³	竹迫第 3 水源		
		竹迫第 5 水源		
⑬ 日向第 2 配水池	RC 120 m ³	日向第 2 水源		

※PC:プレストレスト・コンクリート、RC:鉄筋コンクリート、SUS:ステンレス（いずれも配水池の構造の主材料です。）

下水道事業の概要

下水道は、生活や事業活動等によって生じる汚水を集積的に集めて処理することにより生活環境を改善し、公共用水域の水質を保全するとともに、雨水をすみやかに排除して浸水を防除する施設を整備し、その機能を継続して保持することで、清潔かつ安全・安心な市民生活を確保しようとするものです。

市では、国土交通省所管の熊本北部流域関連公共下水道事業（西合志処理区、合志処理区：流域下水道は熊本県及び熊本市・合志市・菊陽町で構成）、特定環境保全公共下水道事業（合志西合志処理区）と、農林水産省所管の農業集落排水事業（野々島及び合生地区）の3つの下水道事業を実施しています。

これらは、昭和56年4月に公共下水道事業（現在は熊本北部流域下水道事業へ統合）、平成元年3月に熊本北部流域関連公共下水道事業、平成4年3月に特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業は、平成12年1月に野々島地区、同年4月には合生地区で供用を開始し、順調に整備区域及び計画区域を拡大するとともに、普及率の向上に努めてきました。

また、下水道事業及び農業集落排水事業ではカバーしきれない、既存の下水道区域から離れた箇所や低地により下水道への流出が困難な箇所などには、平成18年度から「個別排水処理施設条例」を制定し、下水道に代わる設備として、合併処理浄化槽を市で設置する事業にも取り組んでいます。

これらの成果により、平成29年度末の汚水処理人口普及率（下水道や農業集落排水施設、浄化槽などを含め水洗化ができている割合）は、熊本県平均の86.8%、全国平均の90.9%に対し、本市は99.2%と高い普及率となっています。

一方で、下水道接続の増加と施設の老朽化に伴い、維持管理費用が増え、施設の更新費用も含め、将来にわたる維持管理費の低減が課題となってきました。そのため、単独で処理場を運営していた公共下水道（西合志処理区分）については、平成27年度末に熊本北部流域関連公共下水道に接続し、維持管理費低減のための広域化に取り組みました。廃止した処理場（須屋浄化センター）の用途は、現在も検討協議中です。

下水道事業の収入は主に下水道使用料と受益者負担金及び分担金です。受益者負担金(分担金)は、下水道施設の建設に要した費用の一部を一度に限り負担していただく制度で、土地の面積1㎡当たり330円を負担していただきます。納付方法は、一括納付と分割納付（最大5年間、50回分割）があります。全額を一括して納付いただいた受益者の方に、一括納付報奨金として10%を交付することとしています。

また、将来にむけた経営状態の透明化を図るために、下水道事業会計は平成27年度から公営企業会計に移行しています。その結果、経営状態を示す損益計算書では、4年連続して損失（赤字）となり、累積欠損金は8億円を超え、非常に厳しい経営状況であることが明らかになりました。老朽化が進む施設の将来的な更新費用を準備する必要性まで考慮すると、事業の黒字化と累積欠損金の解消が喫緊の課題となっています。

このため、平成30年度は市長の諮問に基づき、上下水道事業運営審議会で使用料の改定を審議していただきました。答申に基づいて、今年の9月から改定を行うこととしています。

合志市下水道の整備状況

平成31年3月末現在

処 理 区 域	熊本北部流域関連 公共下水道事業		特定環境保全 公共下水道事業		農業集落排水整備事業		集 計
					野々島地区	合生地区	
事 業 主 体	熊本県(熊本市・合志市・菊陽町)		合志市				集 計
事 業 所 管	国土交通省		国土交通省	農林水産省			
処 理 区 域	須屋・御代志・野々島・豊岡・幾久富・栄		合生・御代志・野々島・福原・竹迫・幾久富・豊岡・上庄・栄	野々島・上生	野々島・合生		集 計
全体計画	処理面積	ha	1,000.7	470.0	109.0	16.0	
	区域内人口	人	46,600	11,800	2,480	230	61,110
	最大汚水量	m ³ /日	21,650	7,690	744	69	
	目標年度	年度	平成47年度	平成37年度	平成11年度 事業完了	平成11年度 事業完了	
認可計画	処理面積 (a)	ha	933.0	470.0	109.0	16.0	1,528
	区域内人口	人	42,800	11,700	2,480	230	57,210
	最大汚水量	m ³ /日	20,240	7,650	744	69	
	目標年度	年度	平成32年度	平成34年度	平成7年～平成11年	平成9年～平成11年	
	総事業費	百万円	22,747	16,446	2,195	762	42,150
整備済	面積 (b)	ha	872.7	386.5	109.0	16.0	1,384
	行政人口 (c)	人	48,123	11,997	2,082	141	62,343
	整備人口 (d)	人	48,041	11,532	2,043	136	61,752
	対認可計画面積 整備率 (b)/(a)	%	93.5	82.2	100	100	90.59
	処理人口普及率 (人)(d)/(c)	%	99.8	96.1	98.1	96.5	99.05
処理施設	施設名称	熊本北部浄化センター	塩浸川浄化センター	上生川クリーンセンター 蘇水苑	農業集落排水 浄化センター清流館		集 計
	施設の位置	熊本市四方寄町、鶴羽田町、梶尾町、飛田町	合志市栄1447-1	合志市上生105-1	合志市野々島216		
	全体計画処理能力	114,000m ³ /日	7,690m ³ /日	818.4m ³ /日	69m ³ /日		
	現有処理能力	101,300m ³ /日	6,180m ³ /日	818.4m ³ /日	69m ³ /日		
	処 理 方 式	標準活性汚泥方式 (凝集剤添加ステップ 流入2段硝化脱窒素 法+砂ろ過)	オキシデーショ ン ディッチ方式	オキシデーショ ン ディッチ方式	連続流入間欠 バッキ方式		
	放 流 先	坪井川	塩浸川	上生川	上生川(二次放流)		
供 用 開 始 日	平成元年3月1日	平成4年3月31日	平成12年1月1日	平成12年4月1日		集 計	
受 益 者 負 担 金・分 担 金	330円/m ³						

熊本北部流域関連公共下水道事業の全体計画・認可計画・整備済状況は、合志市の事業部分のみを記載。熊本北部流域下水道事業は、昭和57年度から実施され、平成元年3月から旧合志町の一部併用を開始した。また、広域化の取り組みにて、平成27年度末に公共下水道事業で実施していた須屋浄化センターを廃止し、須屋・御代志・野々島の一部も熊本北部流域関連下水道事業に接続し、熊本北部浄化センターにて処理を開始した。

参考資料

○地方自治法（抜粋）

昭和22年4月17日法律第67号

[委員会・委員の設置]

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- ② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○合志市上下水道事業運営審議会条例

平成23年3月17日条例第2号

改正 平成31年3月22日条例第7号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、合志市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 上下水道事業の運営に関すること。
- (2) その他市長が事業運営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 受益者代表
- (2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。

4 委員が欠けたときは、補欠員を置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議事項及び報告)

第6条 審議会は、事業の運営に対し市長から諮問を受けた事項について審議し、市長に答申するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局水道課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

(合志市下水道事業運営審議会条例の廃止)

2 合志市下水道事業運営審議会条例（平成18年合志市条例第145号）は、廃止する。

附 則（平成31年3月22日条例第7号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する

○地方公営企業法（抜粋）

昭和27年8月1日号外法律第292号

(管理者の設置)

第七条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第二条第一項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合には、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

（管理者の地位及び権限）

第八条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 予算を調製すること。
- 二 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- 三 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。
- 四 地方自治法第十四条第三項 並びに第二百二十八条第二項 及び第三項 に規定する過料を科すること。

2 第七条ただし書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

（事務処理のための組織）

第十四条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設ける。

○合志市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

平成18年2月27日条例第156号

（組織）

第5条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

○都市計画法 （抜粋）

昭和43年6月15日法律第100号

（受益者負担金）

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

○地方自治法 （抜粋）

昭和22年4月17日法律第67号

（分担金）

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。